

「北海道おといねっぴ美術工芸高等学校の部活動に係る活動方針」

方針策定の趣旨

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる課外活動であり、スポーツや文化科学等に親むことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

よって、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう支援・推進する。

部活動を実施する上では、生徒の成長や学校生活等への影響を考慮し、また、教師が、やりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高められるように、部活動指導における負担が過度にならないよう、休養日、活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るなど、部活動が持続可能なものとなるよう計画する。

1 適切な運営のための体制整備

- ・本校は、年度始めに「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、ホームページ公表する。
- ・部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成し校長に提出する。
- ・部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 指導・運営に係る体制の構築

- ・指導、運営体制について、部活動ごとに複数顧問を配置し、学校全体としての適切な指導、運営・管理体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・必要に応じて部活動指導員の活用を進め、部活動の充実を推進する。

(2) 部活動における適切な指導の実施

- ・部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- ・部活動顧問は、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。よって、運動部顧問、文化部顧問は、以下のことを十分理解の上指導に当たる。

○ 運動部活動における適切な指導の実施

- ・過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを踏まえ、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること。
- ・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

- 生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人の差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
- 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足(注)、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うこと。

○ 文化部活動における適切な指導の実施

- 過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことを理解し、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ること。
- 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会等でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。
- 専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

3 適切な休養日等の設定

- 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、全道的な基準である「基本的活動時間」を基準とする。
- 帰寮期間の存在、主に冬季に行われる部活動の存在、大会前準備、進路資する活動に関して、高等学校の教育の多様性を考慮し、弾力的な設定を可能とする。

基本的活動時間

- 学期中は週当たり2日以上(平日1日・土日1日以上)を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とする。
- 休養日の下限は、学期中は平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日としなければならない。(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定することができる。
- 合同練習などを行う際の移動時間については、生徒の活動時間には含めないこととする。
- 高体連・高文連等の大会準備・練習期間については別に定める「弾力的な設定」と

する事が出来る。

「弾力的な設定」

- 学期中は週当たり2日以上(平日1日・土日1日以上)を設定する。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。
- 休養日の下限は、学期中は平日に週1日(年間52日)以上、週末又は祝日に月1日(年間12日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日としなければならない。(週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
(大会、試合、コンクール、コンテスト、発表会等(以下「大会等」という。)の前で、やむを得ず活動を行う場合(、高体連、高野連、高文連等が主催する大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を設ける。)

「主に冬季に行われる部活動特例的な取扱い」

長期の休養期間(オフシーズン)を設けることを前提に、特例的な取扱いとして、以下の範囲で運用する事が出来る。

- 一定の長期休養(オフシーズン)を設定する場合、休養日は、平日又は休業日を問わず、少なくとも週1日以上を設定する。(1年を52週と考え、年間の累計で104日以上とすること。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。)
- 1日の活動時間は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とし、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日(学期中の週末を含む。)が3時間程度となるように実施すること。

4 部活動の充実に向けて

- 校長は、部活動顧問に対して、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないことを指導・徹底する。
- 校長は、部活動顧問に対して、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。
- 音威子府村教育委員会は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。
- 校長は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮するとともに、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。